

I 東日本部会・統一論題報告

統合報告における「統合」の考え方

小西 範幸
青山学院大学

要 旨

統合報告の目的は、企業とステークホルダーとのコミュニケーションを強化して信頼関係を深め、そして企業と社会との共存を図る共生価値の創造を目指すことにある。統合報告書の作成では、事業運営を行う上での商業的、社会的および環境的な背景を反映するように、経営戦略、ガバナンス、業績および見通しについての重要な財務情報と非財務情報を選択し、これらの情報を KPI と KRI を通して結合しなければならない。そこで、本稿では、当該情報の選択と結合について検討しながら、統合報告を行う上での「統合」の考え方について明らかにしてみた。

統合報告書の公表によって、①ステークホルダーの同等な扱いの保証、②経営者の管理責任の説明、③良好なリスクマネジメントの促進、④企業の資本市場への円滑な参入と当該コストの削減、そして⑤財務報告の有用性の向上などの幅広い便益が、企業にも、そして社会にももたらされるようになる。

I はじめに

世界を取り巻く経済環境は、金融市場やサプライチェーンのグローバル化を背景とする相互依存関係の強化に起因して大きく変化してきている。そこでは、金融危機や安全保障などへの世界的な政策対応における企業の影響力が強まっているだけではなく、エネルギーや水・食糧などの資源配分および価格決定と共に地球環境問題にも企業が大きな影響力と役割をもつようになってきている。このような背景の下、企業の不正事件が後を絶たないことも相まって、企業経営の透明性を求める社会からの圧力が格段に高まってきている。

統合報告の目的は、企業とステークホルダーとのコミュニケーションを強化して信頼関係を深め、そして企業と社会との共存を図る共生価値の創造を目指すことにある。統合報告は、企業の会計責任に加えて企業活動の説明責任をも明らかにするので、経営者の管理責任がどの程度有効に果たせたのかについてだけでなく、企業が現在および将来に亘ってどのように価値創造を行うかについて、明瞭かつ簡潔な表明を可能にする。

統合報告書の作成では、事業運営を行う上での商業的、社会的および環境的な背景を反映するように、経営戦略、ガバナンス、業績および見通しについての重要な財務情報と非財務情報を選択し、結合しなければならない。そこで、本稿では、当該情報の選択と結合について検討しながら、統合報告を行う上での「統合」の考え方を明らかにしてみる。

II 統合報告が財務報告に与える影響

我が国では、ディスクロージャー制度の充実・強化のために、2003年3月の企業情報の開示制度に関する内閣府令改正により、2004年4月以降の有価証券報告書において、3つの情報開示が求められるようになった。それが現在の「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」および「コーポレート・ガバナンスの状況等」である。

有価証券報告書には、これら以外にも財務諸表を中心に、事業の内容、従業員の状況、役員の状況、経営上の重要な契約等、研究開発活動、設備の新設・除去等の計画などの多くの情報が記載されている。有価証券報告書以外でも、証券取引所の自主規制に基づく適時開示である決算短信、そしてCSR報告書、知的財産報告書、経営理念と経営ビジョン、中期経営計画などが公表されている。

財務情報と非財務情報に整理してみると、財務情報には、財務諸表（注記を含む）および決算短信における決算情報と業績予測などが該当している。他方、非財務情報には、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「コーポレート・ガバナンスの状況等」などの法定開示情報に加えて、CSR報告書や知的財産報告書などの任意開示情報などが該当する。

これらの非財務情報の中には、定量情報と定性情報、あるいは実績情報と予測情報が混在している。例えば、「事業等のリスク」の記載に多いのは、企業にとって将来的に悪い影響を及ぼす定性的なリスク情報である。この多くは、当該企業に固有のものというより、

多くの企業にも該当する経済全般にかかるものであり、当該リスク情報が実際にどれくらい当該企業の財務諸表の数値に悪影響を及ぼすかの判断が困難である（Konishi and Ali (2007)）。しかし、主要業績評価指標（KPI）や主要リスク評価指標（KRI）などを用いて財務的な影響を判断できる記載にすれば、財務情報として扱うことが可能になる。KPIとKRIは、事業目標の達成に向けて業績をモニタリングするために設定された指標である。一方、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」では、財務諸表の数値を用いた定量分析が少なからず行われている。したがって、これらの情報は、財務諸表外情報に区分はできても、財務情報か非財務情報かに明確に区分できるわけではない。

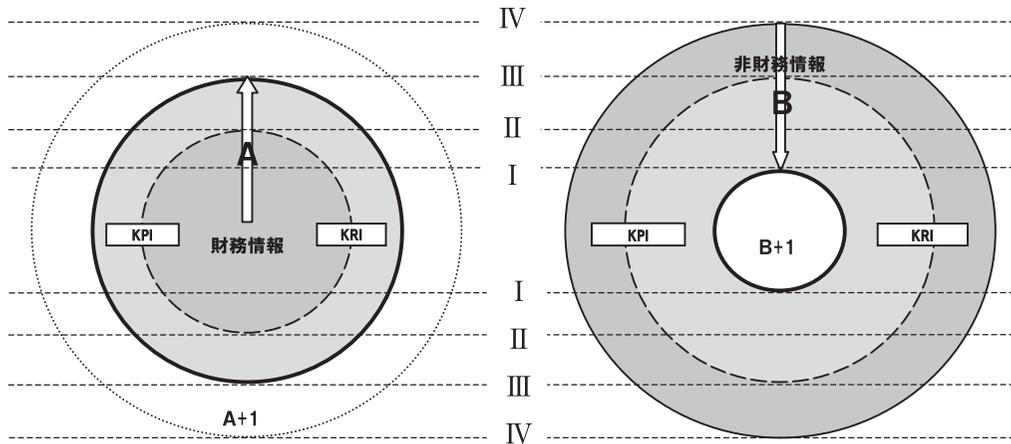
財務情報と非財務情報を結合する場合に問題となるのは、これらの情報の境界線を画定することではない。ここで問題となるのは、これらの情報をどう結合させるのか、そして結合させた場合には統合報告の範囲がどうなるかである。財務情報と非財務情報を結合させるには、図1の左側に示す財務情報から非財務情報へのアプローチAと、右側に示す非財務情報から財務情報へのアプローチBが考えられる。財務情報から非財務情報を結合させた統合報告書には、非財務情報のA+1の情報部分が網羅されず、他方、非財務情報から財務情報を結合させた統合報告書には、財務情報のB+1の情報部分が網羅されなくなる。このように、どちらのアプローチを選択するかによって統合報告の範囲が異なってくるばかりではなく、財務報告の範囲にも影響を与える。アプローチAでは、財務諸表を含んだ1つの統合報告書（図1のⅢまでの範囲）の公表が考えられるのに対して、アプローチBでは、統合報告書（図1

のⅠ～Ⅳまでの範囲）に加えて財務諸表の公表が必要となる。

アプローチAでは、財務情報の報告が中心であり、認識および測定要件を満たしていない財務諸表には計上できない経済事象もKRIなどを通じて報告されるようになっていく。しかし、個々の資産および負債（あるいは変動）に直接的に関連づけができない事象は報告できない。ここでのKRIは、想定されるリスクの要因を指標化したものであり、例えば、潜在的なリスクの予兆となる為替相場の推移や石油の先物価格の推移であり、利益、あるいはキャッシュフローに与える影響を説明することになる。これに対して、アプローチBでは、非財務情報の報告が中心であり、KPIなどを通じて非財務情報を定量化させていく。ここでのKPIは、目標がどの程度達成できたかを事後的に測定する指標であり、例えば、雇用環境の改善を目標とした経営を行うための従業員満足度を用いて測定した従業員モラル指標や環境に配慮した経営を行うための二酸化炭素排出量が該当する。

このように統合報告書においては、KPIとKRIの活用が必要不可欠である。これらの指標によって、財務情報と非財務情報は関連づけられてストーリーを持った説明が可能となり、企業の価値創造能力にどのような影響を与えるのかを説明することができるようになる。その一方で、どちらの情報に重点を置くかによって選択する情報が異なってくるため、統合報告の範囲が異なると同時に当該情報を結合させるのに利用するKPIとKRIも異なってくる。現状では、KPIとKRIにはさまざまなものがあり、統合報告書の普及にはこれらの指標の確立が肝要である。KPIとKRIには、例えば、理解可能性、首尾一貫性、目的適合性、明示性（presentability）、

図1 統合報告の範囲



比較可能性の要件が必要といわれている (SEC (2008))。

統合報告書の公表によって、社会や環境に配慮した経営を戦略的に行う企業に投資することが、長期的に見れば社会的な便益ばかりではなく経済的な便益を生み出すという認識、つまり社会的責任投資 (SRI) の促進が期待できる。2006 年には、国際連合 (UN) が公表した「責任投資原則 (PRI)」に対して欧米の年金基金を運用している大手機関投資家などが署名している。PRI は企業の環境 (Environment)、社会 (Social) およびガバナンス (Governance) の情報 (ESG 情報) への取組に関する情報を投資判断に活かすためのものであり、これまでの行き過ぎた短期的な利益追求を求めた投資への反省が求められている。このような中長期的な運用を目指す機関投資家の判断を支えることができる新しい財務報告制度の確立が急務であり、そこでの統合報告の位置づけが必要である。

これまでの財務諸表が中心の財務報告は、企業経営における重要事項、例えば、経営戦略を伝達するプロセスというより、会計基準等の法令遵守のための財務情報を伝達するプ

ロセスとみることができる。企業が現在、公表している多種多様な非財務情報は、新しい情報開示の要請に対して既存モデルに付加して作成したものであるため、企業の情報開示は複雑化した、また重複したものとなっている。その結果、例えば、以下の (1)～(4) に示す重要な情報は、そのどこかで開示はされてはいても、相互関係が明らかにされていないので、統合報告書にはその役割が求められている (IIRC (2011))。

- (1) 戦略とリスク
- (2) 財務業績と非財務業績
- (3) ガバナンスと業績
- (4) 組織の業績とバリューチェーンに含まれる他組織の業績

Ⅲ 統合報告の必要性

会計不正に係わる事件が後を絶たないため、ステークホルダーから企業の情報開示についての不信感が募り、企業経営の透明性を求める圧力が格段に高まってきている。そこでは、財務情報を中心とした伝統的な会計ディスクロージャーでは、企業経営の実態が十分に説

明できないという指摘がある。また、内部統制報告制度の導入などの監査体制の充実によって財務報告の透明性が高まってきたとはいえ、財務諸表を中心とした監査では限界があるとの指摘もあがってきている。

これらに加えて、企業の社会的責任（CSR）を明確にするよう求める声が高まっており、企業価値創出への貢献度が向上している非財務情報、例えば、ESG情報の開示に注目が集まってきている。非財務情報は、財務情報とは別個の会計ディスクロージャーとして取り扱われているため、財務情報を補足あるいは補完する機能は認められていても、これまで活発な議論が行われてきていない。しかし、近年では、財務情報と非財務情報の統合報告という枠組みの中で非財務情報が活発に議論され始めた。

国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Committee）は、2006年に英国のチャールズ皇太子が呼びかけたプロジェクトのA4S（The Prince's Accounting for Sustainability Project）の一環として2010年8月に設立した。その後、現在の国際統合報告審議会（International Integrated Reporting Council: IIRC）に名称を変更した。A4Sは、サステナビリティを日々の業務意思決定や報告プロセスに組み込むための実務的なガイダンスやツールを開発することを目的として活動を行ってきた。IIRCの目的は、長期的視点での経営活動を報告するための国際的に認められた統合報告の枠組みを開発することにある。2011年9月には、討議資料（DP）「統合報告に向けて－21世紀における価値の伝達」を公表し、同年12月までにDPに対するコメントが締切られている。

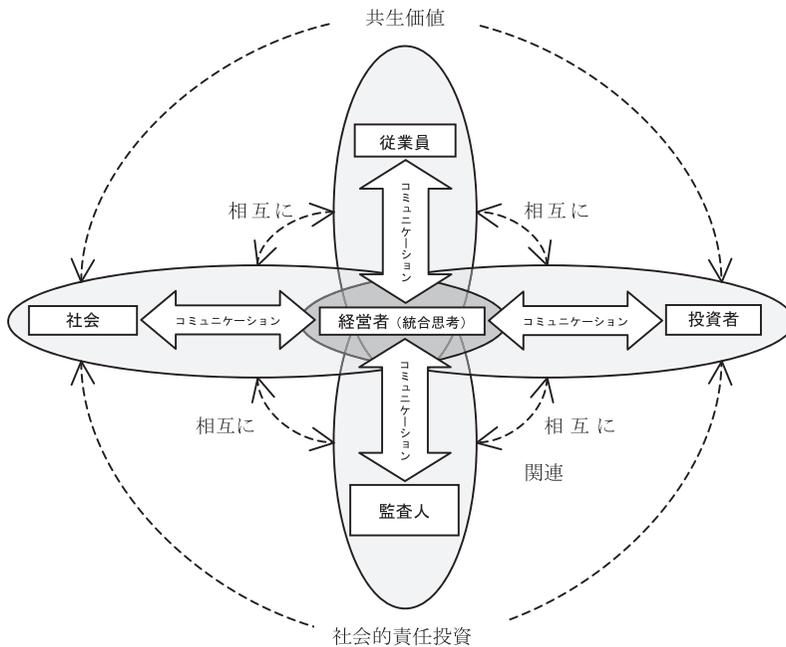
DPで示されている統合思考（Integrated

Thinking）は、価値創造プロセスを監視、管理、伝達するための経営能力であり、組織¹の長期に亘る成功を導くことに貢献することができる。この思考に基づいて統合報告を行うには、事業運営を行う上での商業的な背景に加えて、社会的および環境的な背景を反映するように、経営戦略、ガバナンス、業績および見通しについての重要な情報を整理しなければならない。その結果、統合報告書では、経営者の管理責任がどの程度有効に果たせたのか以外にも、組織が現在および将来に亘ってどのように価値創造を維持できるのかについて、明瞭かつ簡潔な表明が可能となる。

具体的には、それぞれに独立した報告、例えば、財務、経営者による説明（Management Commentary）、ガバナンスと報酬、およびサステナビリティについての報告の中で、その最も重要な要素を選択・整理したものを結合させて統合報告書を作成する。それによって、図2に示すように、経営者からの一方的な情報発信に留まらず、経営者、投資者、社会、従業員、監査人の間のコミュニケーションが円滑となる。社会的課題を解決するためのコミュニケーションでは、情報発信者とさまざまな考えをもつ不特定多数の情報受信者とをつなぎ、双方の行動を促すドライブツールが重要になってくる。その理由は、ツールによりコミュニケーションのプロセスが可視化され、持続的な取り組みが可能となるからである。

そのツールである統合報告書を作成するには、企業では、個々の情報を管理する各部門が十分に連携して作業を行うことが求められ、その結果として、透明性の高い経営体質への改善が期待できると同時に、当該管理経費の削減が期待できる。そして、外部監査、監査役監査、内部監査の3つの監査の間で

図2 統合報告とコミュニケーション



の期待される情報共有とコミュニケーションのあり方が提起されるようになる。

2007年から2009年にかけての金融危機後の経済・経営の再構築において、広範なステークホルダーを対象とした社会と企業との共存を図ることが提唱され始めている。そこには、企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら自らの競争力を高める経営方針とその実行を意味する共生価値 (shared value) の概念が存在しており (Porter and Kramer (2011)), 企業と社会の双方向型のコミュニケーションが必要となっている。

社会というコミュニティで抽出された課題に対して、その中の各主体が共鳴した上で、発信者と受信者の双方に何らかの取り組みの変化が現われてはじめて、コミュニケーションが意義あるものとなってくる。その点、財務報告は、本質的には影響の双方向性の性格を有しているが、社会的課題を解決するとい

う視点でみた場合には、単に、ある主体から特定の相手に対して実績を重視した財務情報を発信して交流を促すという範囲に留まっていたのでは、共生価値の概念は成立し得ない。そこでは、会計責任に加えて、企業の構成員たる経営者あるいは従業員などが自らの活動に関する説明責任を果たすこと、すなわち、企業活動の説明責任も明らかにされてこそ、情報の伝達が双方向に近づいていく。その結果、社会的責任投資が促されていくと考えられる (図2を参照)。

このように統合報告書には、企業と社会の間のコミュニケーションツールとしての重要な役割が課せられている。その役割は、次で示す DP の開示原則の『反応性とステークホルダーの包含性』で説明されている。そこでは、統合報告書は、ステークホルダーとの関係とステークホルダーのニーズをどの程度理解し、考慮に入れて対応するかについての識見を提供するものである。

IV 統合報告の開示原則と構成要素

DPでは、①『戦略的焦点』、②『情報の結合性』、③『将来志向』、④『反応性とステークホルダーの包含性』、⑤『簡潔性、信頼性および重要性』の5つの開示原則（Guiding Principles）を掲げている。

DPでは、開示原則の具体的な内容を示す6つの構成要素（Content Elements）も掲げており、それは、①「組織概要とビジネスモデル」、②「リスクと機会を含む事業環境」、③「戦略的目標と当該目標を達成するための戦略」、④「ガバナンスと報酬」、⑤「業績」、⑥「将来の見通し」である。

追加すべき他の原則があればというDPでの問いかけに対しては、比較可能性をあげるコメントが多数寄せられている²。比較可能性に関しては、『簡潔性、信頼性および重要性』の中で、「・・・信頼性は、情報が組織間で比較可能であり、また、同組織において継続して一貫している必要性も包含している」と述べるに留まっている。比較可能性を担保するためには、定性情報の定量化の必要性が生じ、そのためにはKPIやKRIの活用が考えられる。これらの指標は、事業目標の達成に向けて業績をモニタリングするために設定された経営戦略に関わる重要な指標を意味しており、『戦略的焦点』に合致する。また、「業績」の中でも、統合報告書は定性情報である戦略目標とその戦略に関わるKPIやKRIを示さなければならないとの説明がある。

KPIは、目標がどの程度達成できたかを事後的に測定する指標であるのに対して、KRIは、リスク発生の将来的な要因を指標

化したものである。例えば、巨額の貸倒損失が発生するリスクに対しては、KPIには、過去の貸倒損失の発生実績や貸倒率の推移などがあり、KRIには、その予兆となる主要な顧客の財務状況の変調や当該顧客の業界の倒産件数などの動向を指標化したものがある（Beasley, Branson and Hancock (2010)）。

『将来志向』では、将来についての経営者の予想とともに、組織の見通しと組織が直面する不確実性を利用者が理解して評価するのに役立つ情報も含めなければならないと説明している。具体的には、「将来の見通し」の中で説明していて、それは組織が戦略目標を達成する際、どのような機会、課題および不確実性に遭遇する可能性が高いのかについての情報、また、その戦略が将来の業績に与える影響がどのようなものかについての情報が該当する。ここでもKRIやKPIが重要な役割を持つことが予想できる。将来情報には、将来予想に関する免責文言は含まれないが、競争を優位に保つための情報の秘密保持は認められる。

『情報の結合性』の開示原則では、結合性の例が次のように示されている。

- ・ 市場環境の変化が、どのように戦略に影響を与えるかについての情報
- ・ 市場分析に関するさまざまな要素とリスクの評価・説明との関連づけ
- ・ KPI, KRI および報酬に対して戦略がどのように関連するのか

この開示原則について、郊外展開の外食チェーン店の価格戦略を例に挙げて説明してみる。当店は売上の増大を目指しており、これを阻害するリスク要因として当店顧客層の可処分所得の減少による顧客離れが考えられる。市場分析を行ってみると、ガソリンの販売価格

が可処分所得に与える影響が大きいことが判明したので、ガソリン価格の予想値を KRI として設定した。そのため、当初の価格戦略の目玉であった高価格で高付加価値の特別メニューに対して、ガソリン価格が上昇傾向であれば価格を下げるというガソリン価格に連動するように価格を調整することで将来の売上増を想定することができる (Beasley, Branson, and Hancock (2010))。

V リスク情報開示と統合報告

「リスクと機会を含む事業環境」では、主なリスクと機会とは、経済・経営資源との関連性およびその資源への影響力、そして経済・経営資源の継続的な利用可能性、質および入手可能性であると説明している。

現代の財務報告基準 (IFRS) では、個々の資産と負債に伴うリスクを財務諸表の数値に積極的に反映させようとしている。しかし、当該リスクは、即座に財務諸表に反映されるとは限らないので、財務諸表の数値からは直接的に読み取ることが困難な企業リスクを定性的に財務諸表外情報として開示している。訴訟というリスク事象を例に挙げて考えてみると、認識および測定要件を満たさず当該リスク事象は引当金に計上し、測定要件を満たさないが認識要件を満たすリスク事象は偶発債務として注記に記載される。そして、それら両方の要件を満たさない訴訟リスクは、財務諸表外情報の「事業等のリスク」などに記載される。リスクは、このように財務諸表にも財務諸表外情報にも反映されており、これら 2 つの情報を有機的に結合させるための要の概念となる可能性がある (小西 (2011))。

資産・負債の測定にリスクが織り込まれて

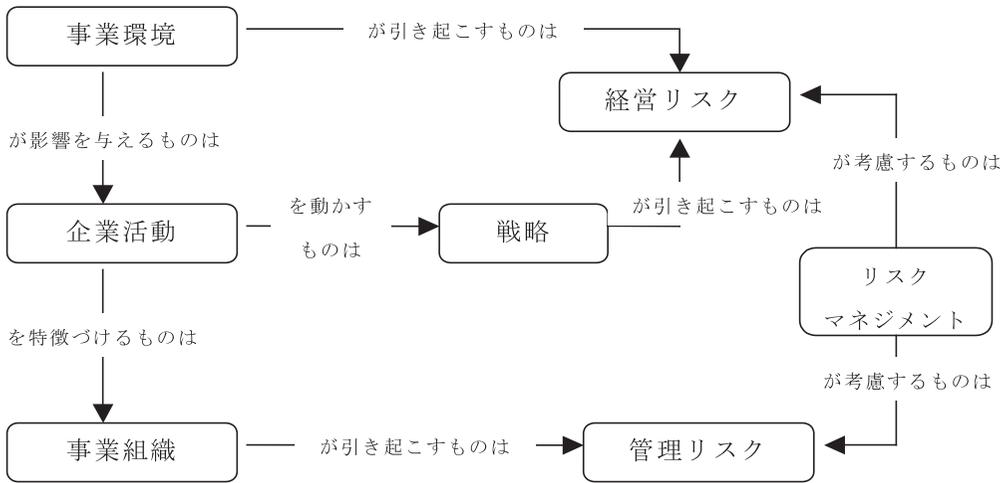
いる場合には、①そのリスクのレベル、並びに②その変動性と③性質 (信用リスク、為替リスク、金利リスク、訴訟リスクなど) を表示し、測定の基礎を提供することが求められる (IASB (2010b))。

リスク情報の積極的な開示の背景には、リスク情報の開示によって、①実際の将来予測情報の提供、②全ての投資者の同等な扱いの保証、③資本コストの低減、④経営者の受託責任の解除、⑤良好なリスクマネジメントの促進、⑥財務報告の有用性の向上などの効果が社会的に認知されるようになってきたことが考えられる (ICAEW (1997))。

企業は外的要因である事業環境の影響を受けながら活動を行い、その活動は事業組織によって特徴づけられる。そして、企業活動は経営戦略に大きく左右され、企業が管理困難な外的要因による「経営リスク」(為替リスク、震災リスク、物価変動リスクなど) と、企業内部から生じる内的要因による「管理リスク」(法令遵守リスク、情報処理技術リスク、生産能力リスクなど) を伴うことになる。経営者が、これらのリスクを識別・評価し、そしてリスクをいかに受け入れ管理するかは、経営者のリスクマネジメントの考え方に拠っている³ (図 3 を参照)。

経営者は、そのようなリスク選考と経営戦略を適切に組み合わせ、マイナスの効果を低減させ、プラスの効果を増進させることで、企業価値の創造と維持を確保することができる。リスクマネジメントでは、予想されるプラスもマイナスも含む全ての結果と実際の結果との不一致を減らそうと試みる。したがって、企業は多種多様なリスクを識別・評価しており、これをリスクの発生可能性と企業への影響度で考えてみたものが図 4 の左側に示すリスク・マップである。そこでは、当該

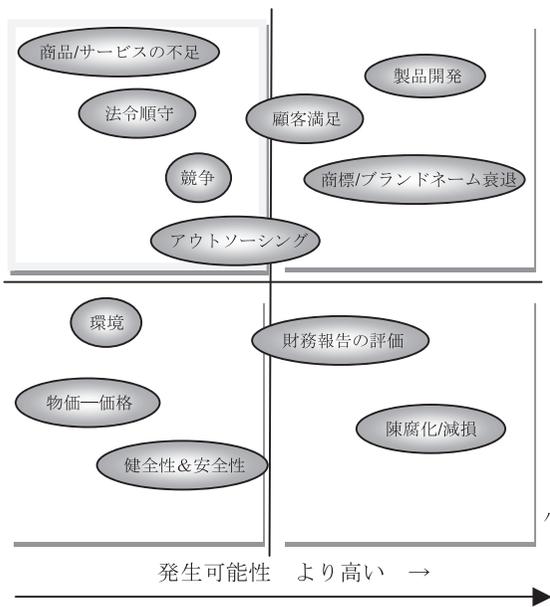
図3 リスクマネジメント



[出典：Raval and Fichadia (2007) p. 6 の図 1.2 を加筆修正]

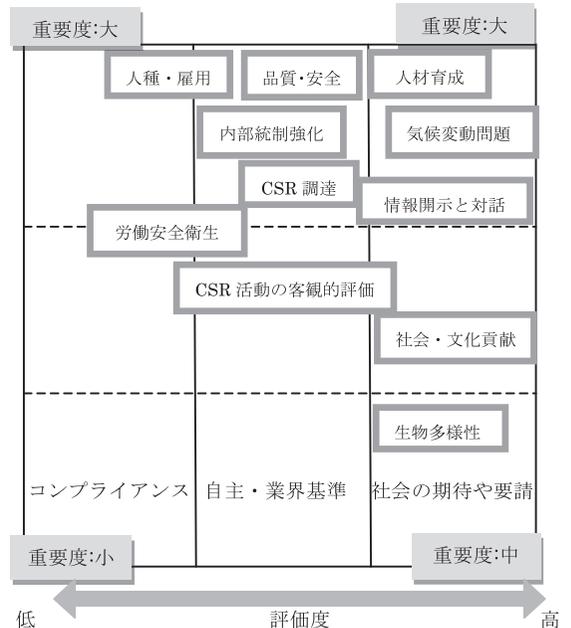
図4 リスク・マップと CSR 重要性評価マップ

リスク・マップ



[ICAEW (1997) p. 31 の図を加筆修正]

CSR 重要性評価マップ



[F FILM Holdings Sustainability Report 2011 の 32 頁の図を加筆修正]

リスクの発生可能性が高い事象は財務諸表に計上され、他方、発生可能性は低い企業が企業への影響度の高いリスク情報は財務諸表外情報として開示される。また、発生可能性が低く

企業への影響度も低いリスク情報の開示は、社会の期待や要請に従って開示が決定されることになる。

リスクは、このように財務諸表にも財務諸

表外情報（財務情報にも非財務情報）にも反映されている。そこで、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICEAW）が公表しているリスク・マップと F フィルムホールディングスがサステナビリティ報告書において公表している CSR 推進における重要性評価マップを左右に並べた図を用いて、財務諸表外情報（非財務情報）の開示について検討してみる。

図 4 の左側のリスク・マップと右側の CSR 重要性評価マップの縦軸では、共に企業への影響度の大小をとり、一方、横軸は、リスク・マップでは発生可能性の高低をとり、CSR 重要性評価マップでは評価度の高低をとっている。評価度は、企業および非営利組織のガバナンスを推進するために 1995 年に設立された英国の AccountAbility が公表している AA1000「アカウントビリティ原則基準 2008」を適用している。ここでは、コンプライアンスよりも自主・業界基準の方が評価を高く、そして自主・業界基準よりも社会の期待や要請の方が評価を高くしている。例えば、人材育成には、高い社会の期待や要請があり、企業にとっても影響が大きいので、CSR 情報としての重要度が大きい。

リスク・マップでは、例えば、環境についてのリスク事象は、発生の可能性が低く企業への影響度も中程度なので開示しないことが考えられる。しかしながら、CSR 重要性評価マップでは、社会の期待や要請が高い情報なので、財務諸表外情報としての開示が検討されるようになる。その中でも気候変動問題については、企業への影響度も大きいので重要性が大きくなり、他方、生物多様性については、企業への影響度が低いので重要度も中程度である。これらの検討の結果、気候変動問題を中心とした環境情報についての開示が決定される。

VI おわりに

統合報告は、経営者とステークホルダーとのコミュニケーションを促進するばかりではなく、20 世紀型の財務報告モデルとして形成されてきた株主中心の企業価値創造を再考する契機を与える。統合報告書の公表により、コミュニケーションのプロセスが可視化され、企業の持続的な価値創造の取り組みが識別・評価できることによって、①ステークホルダーの同等な扱いの保証、②経営者の管理責任の説明、③良好なリスクマネジメントの促進、④企業の資本市場への円滑な参入と当該コストの削減、そして⑤財務報告の有用性の向上などの幅広い便益が、企業にも、そして社会にももたらされるようになる。

このような便益を得るためには、統合報告書において、重要な財務情報と非財務情報を選択し、これらの情報を KPI や KRI を通して有機的に結合させて明瞭かつ簡潔な表明を可能にしなければならない。つまり、統合報告における「統合」には、財務情報と非財務情報からの情報選択と、それらの情報の結合の意味があるのである。選択には、統合報告の範囲の画定が関連し、それは財務報告の範囲にも影響を与えることになる。結合には、財務情報と非財務情報が関連づけられてストーリーを持った説明を行うために KPI と KRI の役割が重要となる。

【注】

- ¹ DP では、組織という用語を用いて営利企業と非営利組織を区分していない。本稿では、DP の引用箇所以外では企業を用いてはいるが、非営利組織を除いて考察しているわけではない。
- ² コメントレーターの分析結果は、2012 年 6 月に公表されている (IIRC (2012a))。また、分析結果などを勘案して DP を修正した草案が 2012

年の7月に公表された (IIRC (2012b))。これらの検討は、別の機会に譲りたい。

- ³ 国際標準機構 (ISO) は、ISO31000「リスクマネジメント－原則及び指針」を公表し、我が国では、それを基にした日本工業規格の JIS Q31000 が制定されている。

【参考文献】

- 加藤盛弘 (2006) 『負債拡大の現代会計』森山書店。
- 鎌田信夫, サミエール・ニッサン (2007) 「日本のADR 企業のマーケットリスク」『産業経済研究所紀要』第 17 号, 中部大学産業経済研究所, 91－102 頁。
- 小西範幸 (2011) 「リスク情報開示の意義とあり方」, 古賀智敏編著『IFRS 時代の最適開示設計－日本の国際競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは－』千倉書房。
- 佐藤倫正 (2011) 『国際会計の概念フレームワーク』国際会計研究学会研究グループ中間報告, 国際会計研究学会。
- 財団法人 企業活力研究所 (2012) 『企業における非財務情報の開示に関する調査研究』。
- 社団法人 日本内部監査協会 (2004) 『内部監査基準』。
- 広瀬義州編著 (2011) 『財務報告の変革』中央経済社。
- 山崎秀彦編著 (2010) 『財務諸表外情報の開示と保証－ナラティブ・レポートの保証－』日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅧ, 同文館出版。
- American Institute of Certified Public Accountants (1997) *Improving Business Reporting – A Customer Focus, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting*. (八田進二・橋本尚共訳 (2002) 『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書 事業報告革命』白桃書房)
- Beasley, M. and Branson, B. and Hancock, B. (2010) *Developing Key Risk Indicators to Strengthen Enterprise Risk Management*, COSO.
- Committee of Sponsoring Organizations of Treadway Commission (2004) *Enterprise Risk Management – Integrated Framework*. (八田進二監訳『全社的リスクマネジメント－フレームワーク篇』東洋経済新報社。)
- Eccles, R. and Krzus, M. (2010) *One Report: Integrated Reporting for a Sustainable Strategy*, John Wiley & Sons. (花堂靖仁監訳 (2012) 『ワンレポート 統合報告が開く持続可能な社会と企業』東洋経済新報社)
- Institute of Directors in South Africa (2009) *King Report on Governance for South Africa*.
- International Accounting Standards Board (2010a) *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IFRS Foundation.
- (2010b) Staff Draft of an Exposure Draft: Financial Statement Presentation, [Draft] *International Financial Reporting Standards X*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (2011) *The Evolving Nature of Financial Reporting: Disclosure and Its Audit Implication, Discussion Paper*.
- International Integrated Reporting Committee (2011) *Towards Integrated Reporting – Communicating Value in the 21st Century –*, *Discussion Paper*. (日本公認会計士協会訳 (2011) 「統合報告に向けて – 21 世紀における価値の伝達」)
- (2012a) *Summary of Responses to the September 2011 Discussion Paper and Next Steps*.
- (2012b) *Draft Framework Outline*.
- Konishi, N. and Ali, M. (2007) Risk Reporting of Japanese Companies and its Association with Corporate Characteristics, *International Journal of Accounting, Auditing and Performance Evaluation*, Vol. 4 No. 3, pp. 263–285.
- Lee, T. (1984) *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold (UK) Co.Ltd. (鎌田信夫・武田安弘・大雄令純共訳 (1989) 『現金収支会計－売却時価会計との統合－』創成社。)
- Porter, M. and Kramer, M. (2011) Creating Shared Value, *Harvard Business Review*, Volume 89 Issue1/2, pp. 62–77.
- Raval, V. and Fichadia, A. (2007) *Risks, Controls, and Security – Concepts and Applications –*, Wiley.
- SEC Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting (2008) *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United State Securities and Exchange Commission*.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (1997) *Financial Reporting of Risk: Proposals for a Statement of Business Risk*.
- UNEP Financial Initiative and UN Global Compact (2006), *United Nations Principles for Responsible Investment*, www.unpri.org.